

公共選択学生の集い

「世界金融危機下での経済再生を問う」

FTA の締結と金融機関の中小企業への貸し出し義務による中小企業活性化

東洋大学中澤ゼミナール

田崎 竜也¹

¹ ta28.ver@gmail.com

目次

序章	3
第1章：アメリカにおける金融危機の発生	6
第1節　アメリカの住宅価格の上昇～超低金利政策と住宅優遇税制～	6
第2節　アメリカの住宅価格の上昇～サブプライムローンの拡大～	8
第2章：アメリカの金融危機の波及	10
第1節　アメリカの金融危機から「世界金融危機」への波及	10
第2節　サブプライムローンの証券化による金融危機の派生	11
第3章：「世界金融危機」から日本の実体経済への波及	12
第1節　ローンの貸し手の規制強化によるアメリカ国民の消費減退	12
第2節　貿易構造による日本への経済危機への波及	13
第4章：日本の影響と外需拡大政策の提言	16
第1節　日本のGDPの下落の落ち込みの内訳	16
第2節　中小企業の外需拡大提言	17
第5章：中小企業を取り巻く金融機関の自己資本比率	19
第1節　銀行の自己資本比率規制と貸し渋り	19
第2節　金融機関の自己資本比率規制の目的	20
第3節　金融機関の自己資本比率規制の抱える問題	21
第6章：日本で現在採られている中小企業対策	22
第1節　現在の中小企業の資金調達の方法	22
第2節　政府の中小企業対策	24
第7章：中小企業の外需拡大とFTA	26
第1節　中小企業を取り巻く輸出業の状況	26
第2節　FTAの締結による輸出拡大	27
第8章：金融危機に対応し得る自己資本比率規制	31
第9章：まとめ	31

序章

アメリカの住宅価格のバブル崩壊に端を発したサブプライムローン問題は、世界金融危機から世界経済危機へと発展し、日本経済にも大きな影響を与えている。我が国の実質国内総生産（実質 GDP）はマイナス成長を記録し、その下げ幅はドイツ、イギリス、フランスをはじめとする先進各国やこの問題の発信源であるアメリカよりも深刻であった。なぜ、世界金融危機の影響は我が国において、より深刻な数値として表れたのであろうか。また、どのような対策を採ることで日本経済は再生できるのであろうか。

「世界金融危機下での経済再生を問う」という解題に対して、本稿では、上記の問題意識に照らし合わせ合わせて考察と政策提言を行う。まず、世界金融危機から発展した実体経済の後退の影響が我が国ではより突出して表れた理由を明らかにする。具体的には、日本の貿易構造、及びアメリカに大きく依る我が国の輸出構造にあることを指摘する。この日本の貿易構造の特徴を踏まえ、解題にある「経済再生」を、本稿では、我が国がこの経済危機からいち早く回復することと、また、その経済成長が今後も持続することであると定義し、それは日本の中小企業の再生と活性化によって達成されることを明らかにする。その上で、「日本経済の再生」である「中小企業の自立と活性化」という社会を実現するために、中小企業の外需拡大政策と金融面から中小企業を支援するための銀行の自己資本比率規制（BIS規制）の新しいモデルを提言する。本稿の構成は以下の通りである。

第1章では、アメリカの住宅価格の上昇がサブプライムローン問題を生み、アメリカが金融危機へと至るまでを論じる。超低金利政策と住宅優遇税制によって住宅の需要を促進させたこと、サブプライム層への貸出に代表されるアメリカの住宅バブルとその崩壊のプロセスをまとめる。

続く第2章では、アメリカ国内で起こったサブプライムローン問題が世界金融危機へと拡散した理由について考察する。本章のキーワードは「住宅ローンの証券化」である。

第3章では、この一連のサブプライムローン問題における、日本への影響を考察する。まず、金融面における影響と経済面における影響とに大別し、日本では主に、貿易構造から実体経済へと影響が強く生じたことを明らかにする。

続く第4章では、第3章での論述を踏まえて、貿易の拡充によって、経済の再生が実現可能であることを指摘する。そのキーワードとなるのが中小企業の活性化である。

さらに第5章では、資金の貸し手である銀行に義務付けられている自己資本比率規制（BIS規制）の問題を明らかにする。銀行の「貸し渋り」が見られるようになるのは、この自己資本比率を守ろうとするためである。本来は、銀行の信用創造を守り、金融危機に備えるための自己資本比率規制であるが、事態が一変して、金融危機が顕在化すると、この規制は銀行の「貸し渋り」を発生させ、実体経済へと影響を与える要素となってしまう。この「貸し渋り」は特に中小企業へ

と向けられることが多く、中小企業は経営難ではないのに、資金供給が途絶えて経営不振に陥ることや、廃業へと追い詰められる例が後を絶たない。

第6章では、現在日本で採られている中小企業対策を述べる。対策の多くは金融対策であり、債務の繰り延べ（リスケジュール）が主な中小企業への支援である。

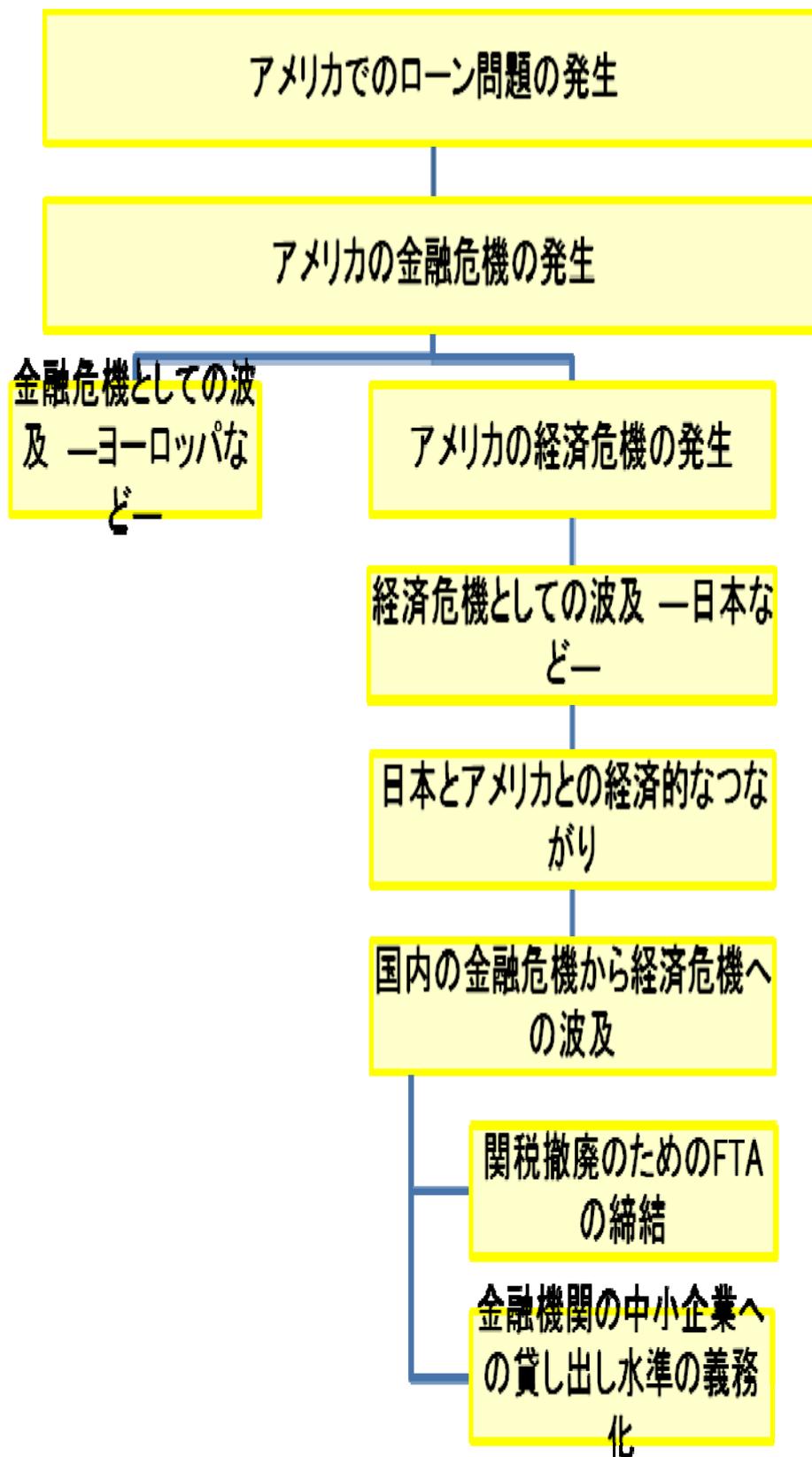
第7章以降は、この現状分析を受けて、経済の見地から中小企業の活性化を提言する。多くの中小企業は貿易業へと進出する際に関税の引き下げを望んでいる。これを実現するのがFTAである。

第8章は、金融の見地から中小企業の活性化を提言する。第5章における、自己資本比率規制による中小企業への「貸し剥がし」の分析をもとに、その防止を目指すこと、さらに中小企業への融資を増やすために、資金の貸し手である金融機関に中小企業への資金の貸し出し水準をその保有資産に応じて義務付けることを提言する。

第9章は、まとめである。

本稿をこのような形で完成できたのは、ゼミナールで御指導頂いている、東洋大学経済学部中澤克佳先生の厳しくもあたたかい御指導があったからである。また、中澤ゼミナールの皆様から日常の議論を通じて頂いた示唆に富んだアドバイスや応援はこの論文を完成させる上で欠かせなかったものである。心から感謝の気持ちと御礼を申し上げたく、謝辞にかえさせて頂く。なお、本稿における誤り等の一切の文責は筆者に帰するものである。

図 1 「世界金融危機」の発生と各国への派生



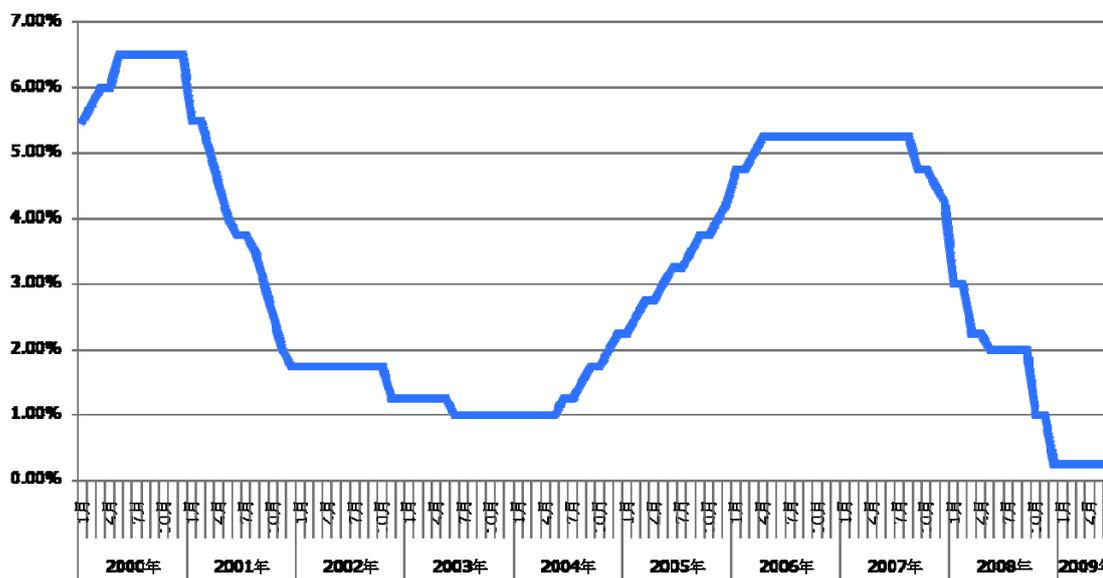
第1章：アメリカにおける金融危機の発生

第1節 アメリカの住宅価格の上昇～超低金利政策と住宅優遇税制～

アメリカの金融危機の本格的な表出を象徴させた事件として「リーマン・ショック」を挙げられる。2008年9月15日に、証券会社、投資銀行としてアメリカ第4位の規模を誇っていた「リーマンブラザーズ」が破綻した。これを主な原因として、同月29日のニューヨーク証券取引市場のダウ平均株価は史上最大の落ち込みである777ドルを記録したのであった。リーマンブラザーズが破綻して派生した一連の影響を「リーマン・ショック」と呼ぶのだが、このリーマンブラザーズの破綻はその規模がアメリカ史上最大のものであった。

さて、「リーマン・ショック」に代表されるように、アメリカの金融情勢がこのように危機として顕わになったのはなぜなのだろうか。どのようなメカニズムでアメリカは金融危機へと陥ったのであろうか。その答えは、住宅価格の上昇がサブプライムローン問題を生んだことなのだが、まず、アメリカの住宅価格が上昇した理由から明らかにしていきたい。

図2 アメリカにおける政策金利の変化



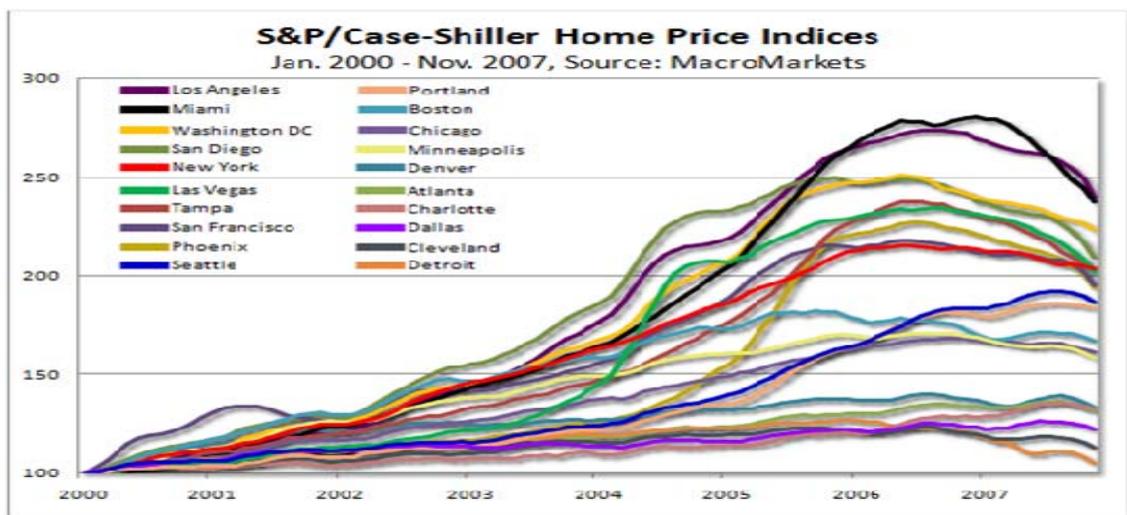
《出典》アメリカ財務省の発表数値を独自にグラフ化したものである。

図2は、アメリカにおける政策金利の変動を示したものである。図の左端、2000年以前から上昇を続けていた政策金利は、ITバブルの崩壊や、同年9月11日に発生した世界同時多発テロの影響を受けて²、2001年1月に緩和の方向へと政

² 後者、世界同時多発テロの影響については、攻撃を受けた世界貿易センタービルには、多

策の舵を切った。預金をしても利子が多くはつかないことは預金のインセンティブを弱め、借入をしても利息が多くは取られないことは借入のインセンティブを強める。そうして通貨の流通を促進させることが政策金利の緩和の目的である。さて、そうして流通量を増やした通貨は、住宅へと向けられた。それは、アメリカの住宅優遇税制の強化によるところが大きい³。この強化された優遇税制は、資産を現金で所有しているよりも資産を土地で所有する方が支払う税金を安くできる制度であった。住宅ローンで支払う金利が所得から控除されるので、支払う税金を安くできる「節税」の効果が働いたのである⁴。

図3 アメリカにおける住宅価格の変化



《出典》Case-shiller Home Price Indices より抜粋した。

これを受けて、住宅の需要は急増し、恒常的に上昇を続けていたアメリカの住宅価格がさらに加速されたことが図3から読み取れる。アメリカの住宅価格を加速させたキーワードは、超低金利政策と住宅優遇税制であった。

くの金融機関が構えられており、攻撃によるその被害が大きかったことから、金融緩和政策を採り、経済・金融の混乱を避けようとしたことによる。

³ 春山昇華（2008）『サブプライム問題とは何か アメリカ帝国の終焉』宝島新書，39頁
超低金利政策のため、住宅ローンの月々の支払い金額は、99年頃と比較して、30～40%ほど少なくなったとされる。また、住宅優遇税制を強化した理由として、もちろんすべての人が住宅を持てるようにとのスローガンもあるが、高額な買い物の需要を促進することによって、経済への波及効果も大きくしようとしたことも考えられる。

⁴ 春山昇華（2008）『サブプライム問題とは何か アメリカ帝国の終焉』宝島新書，26-27頁
例えば、年間所得が1,000万円と税率が20%だとする。すると、税額は20万円になる。ここで、住宅を買うために金利6%で2,000万円の借金をしたとすると、年間の利払いは120万円となる。120万円が所得から控除されるので、所得は880万円と見なされる。それに対する税率は6%で176万円となり、また、この税制は、いくつもの家に適応されるので、高所得者は、住宅ローンを組んで2つ目の家を購入し、その家を担保にローンを組むという手法も広まった。

第2節 アメリカの住宅価格の上昇～サブプライムローンの拡大～

こうした状況を前に、金融業界は普段は資金を貸し出さないような人々にまで貸出を始めることができるようになった。普段は資金を貸し出さないような、返済の信用力がない人々へ資金を貸し出せたのはなぜだろうか。それは、もし住宅ローンの支払いが滞ったとしても、住宅を処分すれば高騰している担保価格によって、貸し出した資金を回収できたからである。住宅価格の高騰が返済の信用力を問わないローンを作成させたのである。こうしたメカニズムによって、返済の信用力が万全でない、サブプライム層への資金の貸出、「サブプライムローン」は増え続けた⁵。

こうして広がりを見せたサブプライムローンであるが、それとのアメリカの金融危機はどのような過程をめぐって発生したものであったのであろうか。それを明らかにするために、まず、サブプライムローンの特筆すべき返済のシステムを論じる必要がある。このサブプライムローンの多くは、例えば、30年を満期とするローンであれば、最初の3年と後の27年とでは金利が違うように設定されていたのである⁶。

この例における、最初の3年は一般に「優遇金利」と呼ばれ、通常のローンと比べて支払う金利が劇的に低くなっている。その裏返しとして、後の27年はその分金利が高くなっている。このように優遇金利が設けられている理由は、ローンの借り手が住宅に対してローンの満期の如何に係わらず、超短期の売却を望んだためである。それは、住宅を購入しローンを組んだときとその住宅優遇税制を終えるときとで、住宅需要の上昇によって住宅が値を上げていたから可能となったことである。ローンの借り手は値上がりしている住宅を売りに出してその資金を元に新たな住宅を買い、新たにローンを組むことができた。つまり、短い優遇金利の期間が終わりに近づくと、ローンの借り手は住宅を売りに出してローンを解いて、新しく住宅を購入しローンを組み直してまた優遇金利を迎えたのである。

さて、今度は貸し手の視点からサブプライムローンを考察してみよう。上述したように、本来的に、返済について困難が予期される者へローンを組んで資金を貸し出すことはできない。それは貸し出した資金を回収できない恐れがあるからである。サブプライムローンを成立させたのは、住宅価格の値上がりの傾向が一般に広く確認されたためである。ローンの返済が滞った場合には、値上がりして

⁵ サブプライム層とは、以下に示す要件を一つでも満たす者のことを指す。

* 過去12ヶ月間に30日間以内のローン返済延滞が2件以上、または過去24ヶ月間以内に60日以内の延滞が1件以上ある。

* 過去24ヶ月間に法定判決、抵当物件の差し押え、担保回収、ローンの不払いがある。

* 過去5年間に自己破産がある。

* 信用調査機関のリスクスコアが所定の値を下回る。

⁶ 他には、2年と28年で分けるものや、5年と25年で分けるものなど、種類は多彩である。もちろん、ローンの完済は30年だとは限らず、それより短い場合もあればそれより長い場合もある。

いる住宅を売りに出すことによって、購入時との差益を確保し、貸し出した資金を回収した。

この循環が成立しなくなったのは、資金の借り入れのハードルを下げる役割を果たして来た政策金利が引き上げられ、資金の借り入れが以前ほど簡単には行えなくなったことによる。アメリカ政府はインフレーションを抑制するために政策金利を 2000 年 5 月より引き下げ及び据え置きで調整してきたものを、2004 年 6 月より引き上げへと転じさせた⁷。これがサブプライムローンを組んで住宅を購入していたサブプライム層の人々の資金繰りへと影響し、住宅の購入の需要を少なくさせる結果となったのである。これによって、住宅価格の上昇は頭打ちを見せ、上昇傾向は鈍化した。住宅価格の上昇を前提として成立していたサブプライムローンは、ローンの借り手が返済不能に陥る例が多くみられるようになり、ローンの貸し手はサブプライムローンが不良債権化し、損失を被る局面に陥った⁸。これがアメリカが金融危機に至ったプロセスである。

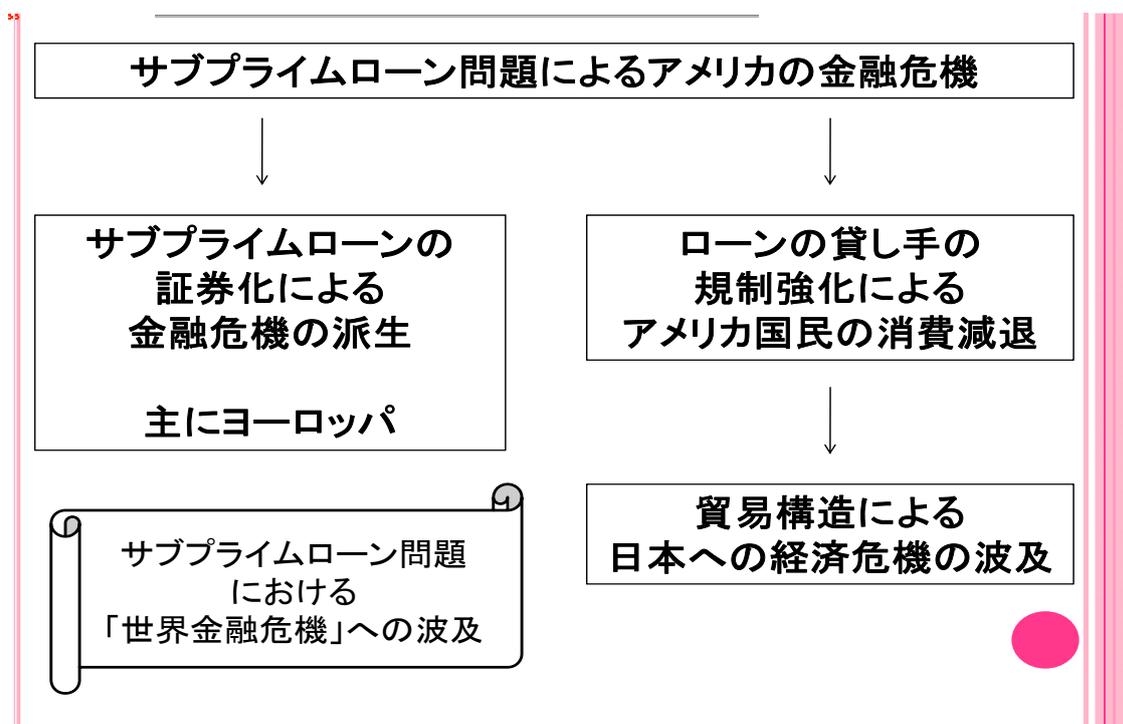
⁷ 2000 年 5 月におけるアメリカの政策金利は 6.50%であった。

⁸ 日本経済新聞 2007 年 3 月 19 日によると、この頃には、住宅ローン全体の約 13%がサブプライムローンによる住宅購入であったとされる。また、サブプライムローンと対の関係にある、信用力を備えている人々へのローン、プライムローンの滞納率が 2.5%程度であるのに対し、2005 年から貸付が開始されたサブプライムローンは、2 年 6 カ月後には約 30%が滞納、また、2007 年から貸付が開始されたそれは、1 年後には約 20%が滞納となった。

第2章：アメリカの金融危機の波及

第1節 アメリカの金融危機から「世界金融危機」への波及

図4 サブプライムローン問題における「世界金融危機」への波及のプロセス



筆者作成

次に、このアメリカの経済危機が世界各国へ波及した過程をまとめる。本稿では図4のように、その影響を金融面におけるものと経済面におけるものとに大別して考察を展開し、金融面における波及を本章にて、経済面における波及を次章にて論じる。

金融面における一連のサブプライムローン問題のキーワードはサブプライムローンの「証券化」である。このキーワードをもとに、主にヨーロッパへの金融危機への波及を明らかにする。

2008年10月から12月における、先進各国の実質国内総生産（実質GDP）は、金融危機の震源であるアメリカは-3.8%、そして、フランスは-4.6%、イギリスは-6.0%、ドイツは-8.2%、日本は-12.7であった⁹（日本の影響が最も深刻になって考察については第3章で詳述する）。このように、アメリカの金融危機が世界各国へ波及したのだが、そのメカニズムを理解するにはサブプライムローンの証券化のしくみを論じる必要がある。証券化のしくみは以下の通りである。

⁹ 以上の数値は、年率換算実質GDP成長率である。出典は、アメリカのものはアメリカ商務省、それ以外のものは外務省経済局調査室「主要経済指標（日本及び海外）」による。

第2節 サブプライムローンの証券化による金融危機の派生

まず、住宅金融会社や銀行などの住宅ローンの貸し手は、ローンを需要している家計に住宅ローンを貸し付ける。次に、これら貸し手は、その住宅ローンを証券化機関に売却する。証券化機関は購入した住宅ローンを取りまとめ、証券として投資家に売り出す。この住宅ローンによって得られる元利金収入がこの証券の分配金の一部となるのだ。証券化の手続きによって、銀行はこのローンが不良債権化した際の自らのリスクの分散化が達成され、証券化機関は住宅ローン債券を投資家へ売却することで資金を得て、投資家はその証券の配当を目当てにその証券を求めるといいうずれにとっても望ましい循環が成立したのだった。

しかし、この循環は、前述したアメリカ政府の金融引き締め政策によって、破綻を見せた。ローンの借り手が返済不能に陥る例が多くみられるようになったため、住宅価格の上昇を前提として成立していたサブプライムローンは不良債権化したのであった。本来、貸し手である銀行などがローンの証券化を採用したのは、証券が不良債権化した際のリスクを分散するためであったが、サブプライムローンが不良債権化した際のローンの証券の40%余りは銀行の傘下が所有していた。これは、サブプライムローンの売れ行きなどが活況を呈したため、その利回りが良かったことで銀行の傘下自体もその投資に参加していたためである。

アメリカにおける、証券化と金融機関の非完全な分離現象はヨーロッパや日本などにおける先進各国でも活発に見られていた動きであった。日本においては、金融庁が2009年6月末の時点で国内におよそ700億円のサブプライム関連商品を保有していることを発表した。このおよそ700億円の内訳はすべて金融機関におけるものである¹⁰。この一連のサブプライムローンの証券化における不良債権化が、世界各国を金融危機へと陥った理由である。

また、アメリカの金融危機が世界金融危機へと波及したことについて、東欧諸国やアジアの国々の中には、サブプライムローン関連の証券にほとんど投資していなかったにも関わらず、危機を回避できなかった国々もある。それらの国々は、アメリカやヨーロッパなどがそれらの国々に投資していた資金を本国の危機に際して、引き揚げてしまったことによって、それらの国々の金融機関や企業の資金の調達が難しくなり、金融情勢悪化の影響を受けたのである。

¹⁰ 金融庁「我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について」による。

第3章：「世界金融危機」から日本の実体経済への波及

第1節 ローンの貸し手の規制強化によるアメリカ国民の消費減退

前章の冒頭でまとめた通り、本章では世界金融危機における経済面での影響を考察する。前述した通り、この世界金融危機における各国の実質国内総生産（実質GDP）において、その影響を最も大きく受けたのは日本であった。これはなぜだろうか。本稿ではその答えを、アメリカの金融危機が自国の経済危機へと至ったこと、世界経済におけるアメリカの規模の大きさに着眼すること、次いで日本とアメリカの貿易でのつながりに着眼することの三点によって明らかにする。

まず、このアメリカの金融危機がアメリカ自国の経済危機へ陥った過程をまとめよう。それを明らかにするために、アメリカの家計貯蓄率に着眼する。

図5 世界各国の家計貯蓄率の推移

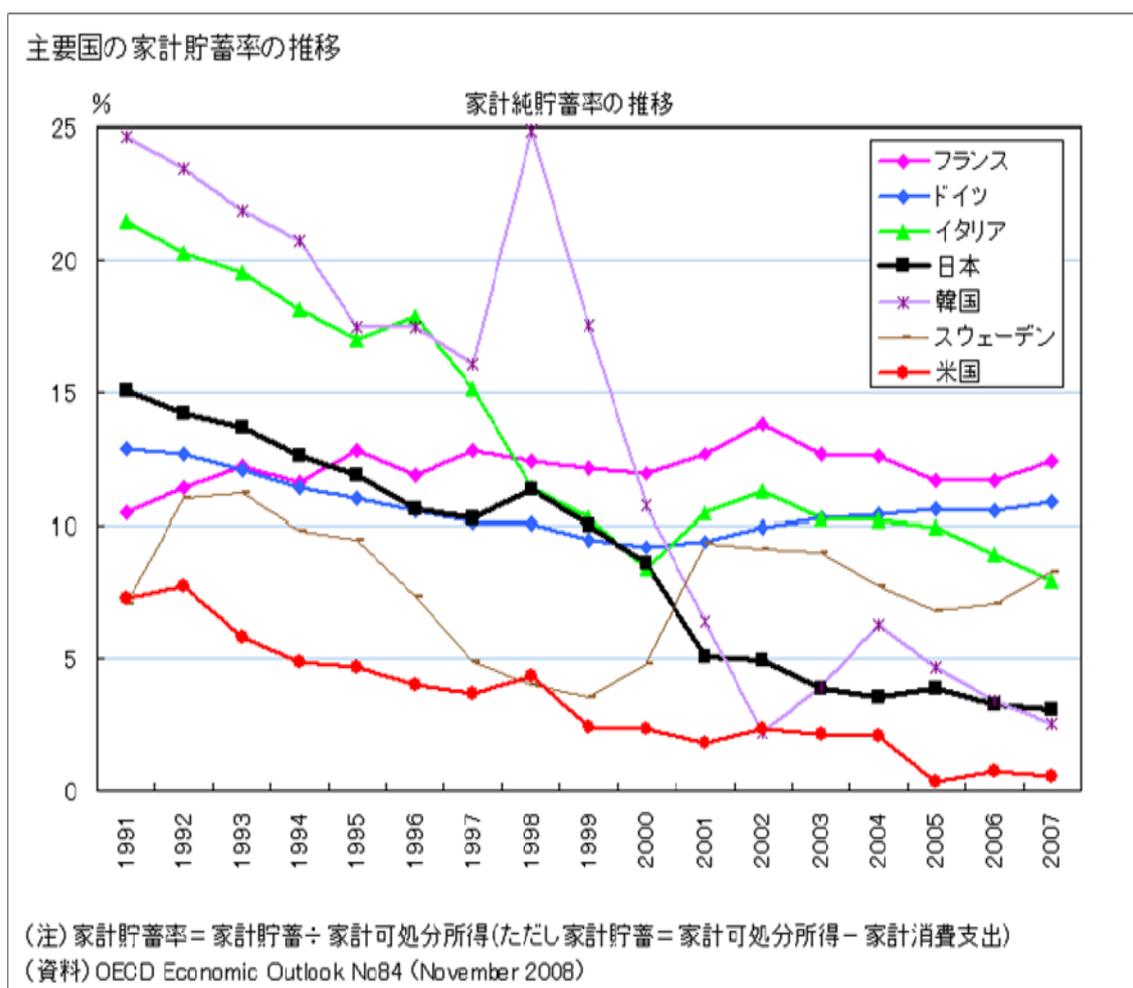
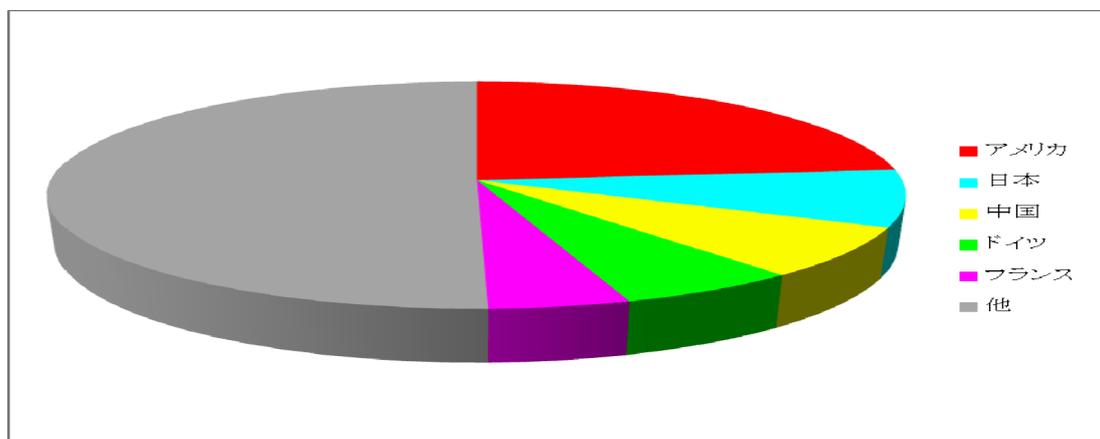


図5から分かるように、アメリカの家計の貯蓄率は2005年以降、ほぼ0%で推移している¹¹。これはアメリカの一般的な市民は貯蓄がない状態で生計を立てていることを示している。アメリカの市民はローンによって消費をしていたのである。特に、自動車や電化製品など高価な耐久消費財を購入する際には、貯蓄がないためにローンを使って消費をする傾向が如実に表れる。このローンを使っただけの消費は、ローンの返済のサイクルが保たれていれば機能できる。しかし、サブプライムローンの返済が滞りを見せたことで、ローンの貸し手はクレジットカードや自動車ローンなど、各種ローンの貸出の審査に慎重にならざるを得なくなったのである。これによって、ローンによって消費をしていたアメリカ市民はその資金の供給が途絶え、消費の減退を余儀なくされた。これが、アメリカの金融危機がアメリカ自国の実体経済への影響として波及した理由である。

第2節 貿易構造による日本への経済危機への波及

次に、アメリカの金融危機がアメリカ自国の実体経済へ波及したその影響が他国、取り分け、日本への経済危機としてさらに波及したメカニズムを追う。

図6 世界全体のGDPに占めるアメリカの規模



《出典》2008年における国際通貨基金（IMF）の発表数値を基に独自にグラフ化した。

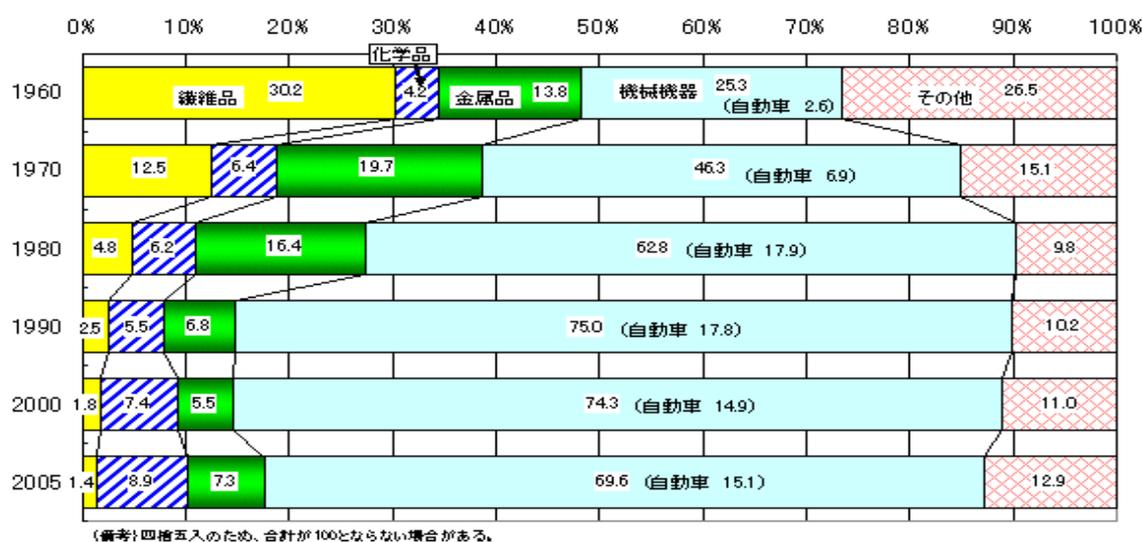
図5は世界全体のGDPに占めるアメリカの規模を示している。2008年における世界全体のGDPである60兆6,890億ドルの内訳は、アメリカが14兆2,640億ドル、次いで、日本が4兆9,230億ドル、以下、中国4兆4,010億ドル、ドイツ3兆6,670億ドル、フランス2兆8,650億ドルであった¹²。これを割合で示す

¹¹ 中原圭介『10年先を読む「経済予測力」の磨き方 サブプライム後の新世界経済』フォレスト出版、25頁

¹² 有効表示単位は十億ドルである。

と、アメリカが 23.5%，日本が 8.1%，中国が 7.3%，ドイツが 6.0%，フランスが 4.7%となる¹³。特筆すべきは、世界の GDP のおよそ四分の一はアメリカによるということである。これは、金融危機に陥ったアメリカが自国の経済危機へと発展し、貿易を通じてその影響が全世界へ波及するそのインパクトを物語っている。そして、そうした大きな規模を持つアメリカ経済と日本との貿易における関わりを考察すると以下の通りになる。日本の貿易相手国の現況を見てみると、輸出のシェアは、アメリカが 17.6%，中国が 16.0%，韓国が 7.6%，台湾が 5.9%，香港が 5.2%¹⁴である。ここから分かることは、日本にとっての最大貿易相手国がアメリカであるということからも、アメリカが金融危機を経て経済危機へ陥り、それが貿易の縮小となっている影響は日本へ大きく波及するということである。

図 7 日本の商品別輸出構造の推移



《出典》 対外経済政策総合サイトより抜粋した。

図 7 を見て分かるように、日本の輸出品の多くは自動車であり、その傾向は 1970 年以前と比較して 1.5 倍程度となっている。前述の通り、日本の輸出の多くはアメリカへの輸出である。日本からアメリカへの輸出のうち、部分品や原動機まで含む自動車関連の輸出のシェアは 41.4%にまで膨み¹⁵、やはり、日本から「アメリカへの輸出の多くも自動車関連である。よって、アメリカへ自動車を輸出している企業は、アメリカの経済危機の影響が波及し、大きなダメージを受けるこ

¹³ パーセンテージは、小数点以下第 2 位を四捨五入して小数点以下第 1 位までを示している。

¹⁴ 2008 年、日本貿易振興機構 (JETRO) の発表による。

¹⁵ 総務省統計局「相手先、商品別輸出入額」による。数値は、小数点以下第 2 位を四捨五入、小数点第 1 位まで示した。数値の処理は以後、これと同様とする。

とになる。これを象徴する出来事の一つとして「トヨタ・ショック」を挙げられる。日本の企業で世界最大の自動車メーカーであるトヨタ自動車は決算書のなかで、同社の売上高の落ち込みは北米が最も著しく、全連結会計年度比で 34.0%とまとめている¹⁶。これは、本章で論じたように、アメリカにおけるローンの貸出が慎重になったことでアメリカ市民の消費が減退したものと密接に係り合っている。

以上、第 1 章から第 3 章において、アメリカで発生したサブプライムローン問題が「世界金融危機」として世界に波及したメカニズムを、金融面と経済面とに大別して述べた。ヨーロッパ諸国へは主に金融危機として、そして、日本へは主に貿易の観点から経済危機として、それぞれ危機が波及したことを論じたものであった。

¹⁶ トヨタ自動車株式会社「平成 21 年 3 月期 決算要旨」（平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで）による。このなかで、北米の売上不振は、生産及び販売台数の減少などによると綴られている。また、欧州の減収は 24.5%，アジアのそれは 12.9%，中南米・オセアニア・アフリカをまとめたそれは 17.9%であった。

第4章：日本の影響と外需拡大政策の提言

第1節 日本のGDPの下落の落ち込みの内訳

本章では、日本において世界金融危機が主に貿易を通して経済危機として波及したメカニズムを純輸出の観点に着眼し、日本の中小企業の活性化による外需拡大を提言する。

まず、日本の2009年4月から6月期のGDPの数値を分析しよう。この期における値は前年に比べて¹⁷、GDPはおよそ37兆円減っている。この内訳はおおむね、16兆円の純輸出の減少と20兆円の設備投資の減少であった。日本の輸出の状況を理解するために、輸出依存度（輸出額をGDPで割って求められる）を日本と世界各国とで比較してみよう。日本の2005年から2008年までを合算して平均した輸出依存度は15.3%である。アメリカのこの値は11.0%、以下、ドイツは33.8%、イギリスは26.5%、フランスは25.8%、韓国は38.2%であった¹⁸。これから分かることは、日本の輸出依存度は先進国のなかで特段高い状況にあるとは言えず、むしろ、アメリカと並んで低い部類に入ることである。日本は輸出に大きく依存しない輸出構造であるのに、どうして、序章で見たように日本のGDPの落ち込みが先進国のなかで最も大きくなったのであろうか。

GDPにおける貿易の割合が低いのであれば、他国の経済危機によって日本の輸出額が減少したとしてもGDPへの影響は軽微なはずである。その答えは、日本の輸出額の減少に対して輸入額の減少がそれに見合った額でなかったために純輸出の減少を抑えられなかったからである。純輸出とは、輸出額から輸入額を差し引いた値である。この純輸出の値を高めようとするれば、輸出額を高めて輸入額を抑えることが必要である。このたびの世界金融危機の波及としてアメリカの輸出減に対して日本が純輸出額を保とうとするれば、輸入額をそれと呼応するような形で減少させなければ、日本の純輸出の値は大きく減ってしまうのである。日本の2009年4月から6月期の16兆円の純輸出の減少についてのその詳細は、輸出の減少が16.4%であったに対し、輸入の減少が4.1%であった。この差が純輸出のマイナスとして表出したのである。

この事態に対して、輸入額を輸出額の減少にある程度対応するような形で連動させることが発案されるが、日本が輸入している産品の特性からそれは難しいといえる。2008年における日本の主要輸入品は、占めるシェアから順に、原粗油、液化天然ガス、石炭であった。これだけでシェアの30%を握っている。また、これは、2008年のみに限って見られた現象ではなく、原粗油がシェアの首位を握るのは、統計を確認できる1995年以来ずっと見られる貿易構造である¹⁹。つまり、日本が輸入しているものの多くは、鉱産品などの生産原料であり、景気の調整に

¹⁷ 「リーマンブラザーズ」が破綻したのは、2008年9月15日であるから、この前年の値は、一連のサブプライムローンの問題が顕在化する前のものである。

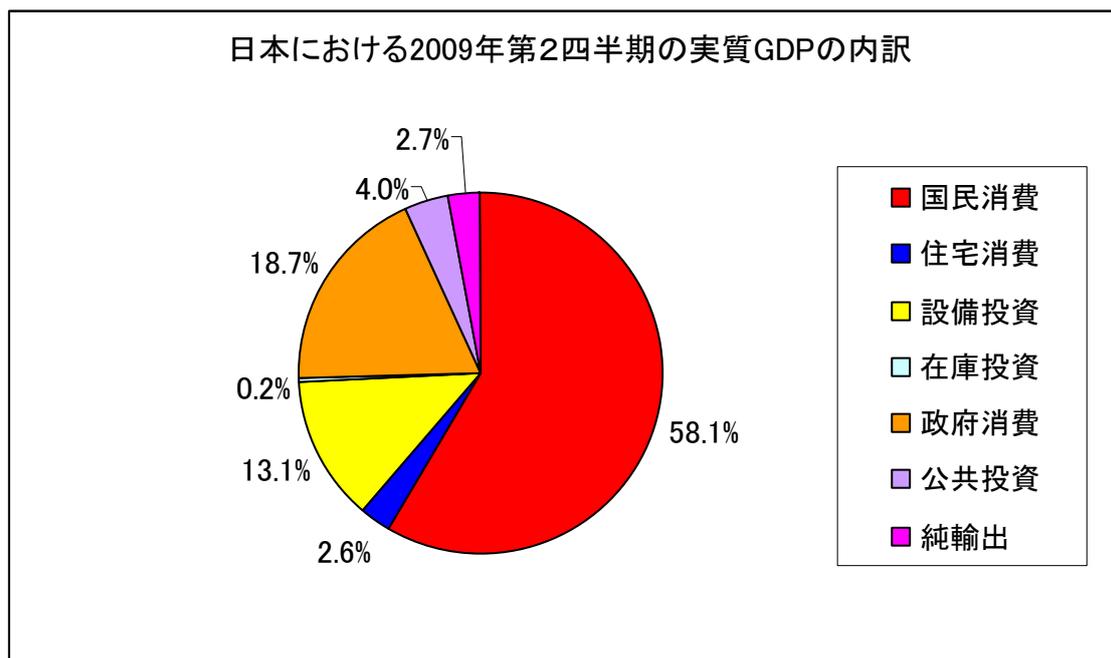
¹⁸ OECD発表の数値による。

¹⁹ 財務省貿易統計「主要輸出入品の推移」による。

よって、輸出額を抑えようとするのが難しい性質の財なのである。それでは、いかに 16 兆円の純輸出の減少を回復させるべきであろうか。

第 2 節 中小企業の外需拡大提言

図 8 日本における 2009 年第 2 四半期の実質 GDP の内訳



《出典》2009 年第 2 四半期の実質 GDP の内訳を独自にグラフ化したものである。

図 8 から、純輸出の割合は 2.7%であることが分かる。これは輸出の割合 12.3%から輸入の割合 9.6%を差し引いたものである。輸出総額は GDP の 12.3%をも占めるが、輸入額を差し引くとこの値は相殺されて、純輸出の割合は 3%を切ってしまうのである。これは換言すれば、日本の GDP の総額のうち、外需の比率は 2.7%で、他の 97.3%は全て内需だということである。先述したように、純輸出額を増加させるには、輸出額を増やすこと、または、輸入額を減らすこと、またはその両方が叶うことが必要である。しかし、日本の輸入品目は生産原料に多くを占めており、輸入を抑えようとするのは生産規模の縮小そのものを意味することからも難しい選択である。また、このまま輸出額が落ち込みを見せ、輸出額が輸入額を下回ると恒久的に純輸出は負の値を計上してしまい、永続的に GDP にマイナスの影響を与え続ける。これは日本経済の再生に逆行してしまうのでどうしても避けなければならない命題だろう。

これに対し、本稿では、日本の外需を拡大する基本方針として日本における中小企業に着眼する。日本の中小企業数は、日本の全企業約 421 万社に対して 99.7%のシェアを持つ。従業員数のシェアは全体の 69%、製造業の付加価値額は

全体の 53%である²⁰。

また、日本の中小企業は主に製品の生産を請け負っている大企業の下請けとしての役割を担っている²¹。その大企業の下請けを担っている企業の具体的な値は、およそ 316,000 企業であり、中小企業に占める割合の 47.9%を占めている。下請け企業の割合を地域別にみると、岐阜県の 70.9%が最も高く、以下、福井県 63.1%、長野県・山梨県ともに 59.0%、石川県 58.7%と続いている²²。こうしたことを背景として、この一連の世界金融危機に日本の中小企業も多大な影響を受けた。それは、他国の経済危機によって日本の輸出の減少を余儀される、主に輸出業を盛んにしている大企業への影響として表れる、生産減に伴い下請けとして機能している中小企業への受注の減少により、中小企業が影響を受けるからである。

中小企業庁は、こうした影響を「世界経済の減速に伴う輸出の急速な減少など経済環境が厳しさを増し、中小企業の業況感は悪化」とまとめ²³、2005 年を 100 としたときの生産指数は 2009 年には 80 を割り込んだと示している。「中小企業白書」における調査「輸出企業からの取引数量の現状と今後の見通し」についての回答は、「大幅に減少」が全体の 44.6%、「減少」が全体の 35.7%であり²⁴、減少との回答はおおむね 8 割前後となった。

この対策として、日本における中小企業が大企業と同じように自ら輸出業に進出することが考えられる。これは大企業の不振によって中小企業へもその影響が波及することを防ぐ役割を持つ。この具体的な政策の提言については、第 7 章で展開する。

²⁰ 中小企業庁「中小企業・小規模企業者数」による。なお、中小企業の定義は、製造業においては資本金 3 億円以下または従業員数 300 人以下、卸売業においては資本金 1 億円以下または従業員数 100 人以下、小売業においては資本金 5,000 万円以下または従業員数 50 人以下、サービス業においては資本金 5,000 万円以下または従業員数 100 人以下²⁰財務省貿易統計「主要輸出入品の推移」による。

²¹ 大企業からの下請けとは、自企業より資本金または従業員数の多い他の法人または個人から、製品、部品などの製造または加工を受託する形態のことを指している。

²² 経済産業省「商工業実態基本調査」による。

²³ 「中小企業白書 2009 年版～イノベーションと人材で活路を開く～全体概要」による。(以下、「中小企業白書」)

²⁴ それ以外の選択肢は、「ほとんど変わらない」、「増加」、「大幅に増加」で、割合は順に、18.2%、1.2%、0.3%あった。

第5章：中小企業を取り巻く金融機関の自己資本比率

第1節 銀行の自己資本比率規制と貸し渋り

第4章では、日本の中小企業の支援、活性化の政策を貿易面の観点から提言した。続く第5章では、日本の中小企業が抱える金融の問題、具体的には資金の貸し出しにまつわる貸し手の自己資本比率規制（BIS規制）の問題を明らかにし、その解決策を提言する。

まず、企業の資金の調達と「自己資本比率」の定義を明らかにする。企業を運営していくには資金が必要である。その資金を「総資本」と呼ぶ。その総資本のうち、銀行などの貸し手から借り入れた資本を「他人資本」と呼ぶ。この他人資本は借入金のため定められた期限までに返済しなければならない。また、総資本から他人資本を差し引いた残りの値を「自己資本」と呼ぶ。自己資本は貸し手から借り入れたわけではないので返済する必要はない。この総資産のうちの他人資本と自己資本の割合を示すのが「自己資本比率」であり、総資本における自己資本の割合を示している。自己資本比率が高ければ高いほど、総資本における自己資本の割合が高く、返済の必要がある資金調達に依っていないことを示している。逆に、自己資本比率が低ければ低いほど、総資本における自己資本の割合が低く、返済の必要がある資金調達に依っていることを示している。

この自己資本比率を通して、日本の企業の経営状況を把握する。日本の中小企業の定義は脚注19の通りである。資本金が1,000万円未満の中小企業の自己資本比率は11.4%であることが分かった。また、資本金が1,000万円から1億円の中小企業の自己資本比率は29.6%、資本金が1億円から10億円の企業の自己資本比率は32.9%、資本金が10億円以上の企業が40.8%であった²⁵。これから分かることは、企業が零細であればあるほど他人資本に依る割合が高く、資金の調達は銀行などの貸し手から借り入れるところが大きいということである。

銀行などの貸し手は企業に対し、いつも潤沢に資金を供給し続けるわけではない。例えば、資金の貸し手が借り手である企業への資金供給が減額されたり途絶えたりする「貸し渋り」と呼ばれる現象はこれを端的に示している。中小企業庁は貸し手の「貸し渋り」現象として、「銀行などの貸し手から思い通りに資金を貸してもらえなかった企業」の割合を、自己資本比率が0%以上5%以下の企業が20.1%だったのに対し、自己資本比率が40%を超える企業が1.3%であったと発表した²⁶。つまり、少ない自己資本で運営している中小企業ほど資金繰りに窮していることが分かる。どうして銀行などの資金の貸し手は「貸し渋り」を行い、資金の貸し出しを見合わせるのであろうか。そのキーワードは「自己資本比率規制」（BIS規制・バーゼル合意、以下、「自己資本比率規制」）である。

²⁵ 財務省「法人企業統計調査結果（平成20年度）」による。

²⁶ 中小企業庁「資金調達環境実態調査」（2004年12月）による。なお、自己資本比率が5%から10%以下の企業がそのように答えたのは9.9%、以下、10%から20%以下の企業が9.0%、20%から40%以下の企業が3.5%となっている。

資金の貸し手である銀行は国際決済銀行（BIS）の規制により、貸し手自らの自己資本比率を定められている。この規制基準は、国際業務を行う銀行は8%、国内業務のみを行う銀行は4%である。日本においてこの水準を下回ると、自己資本比率の程度に応じて、金融庁から早期是正措置がとられる。例えば、国際業務を行う金融機関の自己資本が8%を下回り4%以上となった場合には、経営改善計画の作成及び実施命令、それをさらに下回った場合には、増資計画の策定、総資産の増加抑制・圧縮、新規業務への進出禁止、店舗の進出禁止、既存店の縮小、子会社・海外法人の縮小・新設の禁止、配当支払の抑制・禁止、役員賞与等の抑、高金利預金の抑制、禁止等の命令などである。この規制の目的は、金融システムの安定化である。これについて以下で詳述する。

第2節 金融機関の自己資本比率規制の目的

表1 自己資本比率と金融システムの安定化の例

段階	総資本	自己資本	他人資本	自己資本比率
I	100	10	90	10.00%
II	95	5	90	5.26%
III	90	0	90	1.10%
IV	85	0	85	0.00%

(単位：億円)

表1は、銀行などの資金の貸し手が、総資本の減少を被った際に伴う自己資本の減少と自己資本比率の低下の過程をまとめたものである。表の段階Iから段階IVにかけて順に、貸し手が貸し出している債権が借り手の返済不能によってこの債権が不良債権化し、貸し手が5億円ずつ損失を被っていく過程を示している。

段階Iから段階IIIにかけて自己資本が5億円ずつ減少していくのに伴って、自己資本比率も低下していく様子が分かる。5億円の損失が他人資本からでなく自己資本から減らされているのは、他人資本は返済の必要がある資金供給であるため定められた期限までに返済する必要があること、また、株式を発行して他人資本を調達している場合にはその配当を株主に配当を支払う必要があるからである。そして、自己資本が底をついて自己資本からの減少ができなくなった段階IIIから段階IVへの5億円の減少は他人資本に依っている。このとき、貸し手である銀行への金融不安や金融危機が起こる。返済の必要がある資金が返済不能に陥っていることや株主への配当を支払えないこと、また、他人資本である預金者からの預金をも切り崩してしまっているため、預金の引き出し、銀行取り付けに対応できなくなるのである。

以上が自己資本比率と金融不安の連関である。自己資本比率規制が設けられて

いるのは、銀行など貸し手の金融危機を回避することを目的とするためである。

こうした目的を持つ自己資本比率規制であるが、ひとたび資金の貸し手である銀行が金融危機に突入してしまうと自己資本比率規制は実態経済への影響を与え始める。

第3節 金融機関の自己資本比率規制の抱える問題

表2 資金の貸し手と自己資本比率規制

段階	総資本	自己資本	他人資本	自己資本比率
I	100	10	90	10.00%
II	95	5	90	5.26%
II a	50	5	45	10.00%

(単位：億円)

表2は、前掲の表1の設定を変えて示したものである。前述した通り、自己資本比率規制によって、その水準は（国際業務を行う銀行は）8%に定められている。よって、段階Iから段階IIへと自己資本比率を下げるのを前にして、銀行は自己資本比率を上げる対策を採るはずである。それを示したのが、段階IIから段階II aへの変化である。規制水準を下回る段階IIの自己資本比率規制を回復させるには段階II aにあるように他人資本を減らすしかない²⁷。段階Iから段階IIへの自己資本の減少は1/2倍になっている。段階Iの自己資本比率である10.00%を回復するためには他人資本も同様に1/2倍にする必要がある。これを受けて、段階Iから段階II aにおける変化は、自己資本、他人資本ともに1/2倍となっている。

さて、資金の貸し手である銀行が他人資本を減らすとは具体的にはどのようなことを意味するのであろうか。それは、銀行が資金の貸し出しを制限することである。これが「貸し渋り」現象である。前述した、零細な企業ほど貸し手が借入を見合わせるのには、貸し手が零細な企業へ貸し出した資金が借り手である零細企業の経営不振により不良債権化を懸念していることの表れと解釈できる。自己資本比率規制は、金融危機の表出以前は金融危機を回避するために有効な政策であるが、世界規模の金融危機が波及し、一変して金融危機へ陥ってしまうとこの自己資本比率規制は資金の貸し出しを困難にさせ、実体経済へ影響を与える規制となってしまっている。この金融危機から実体経済への波及を防ぐことができる制度設計が必要であろう。この具体的な政策の提言については第8章で展開する。

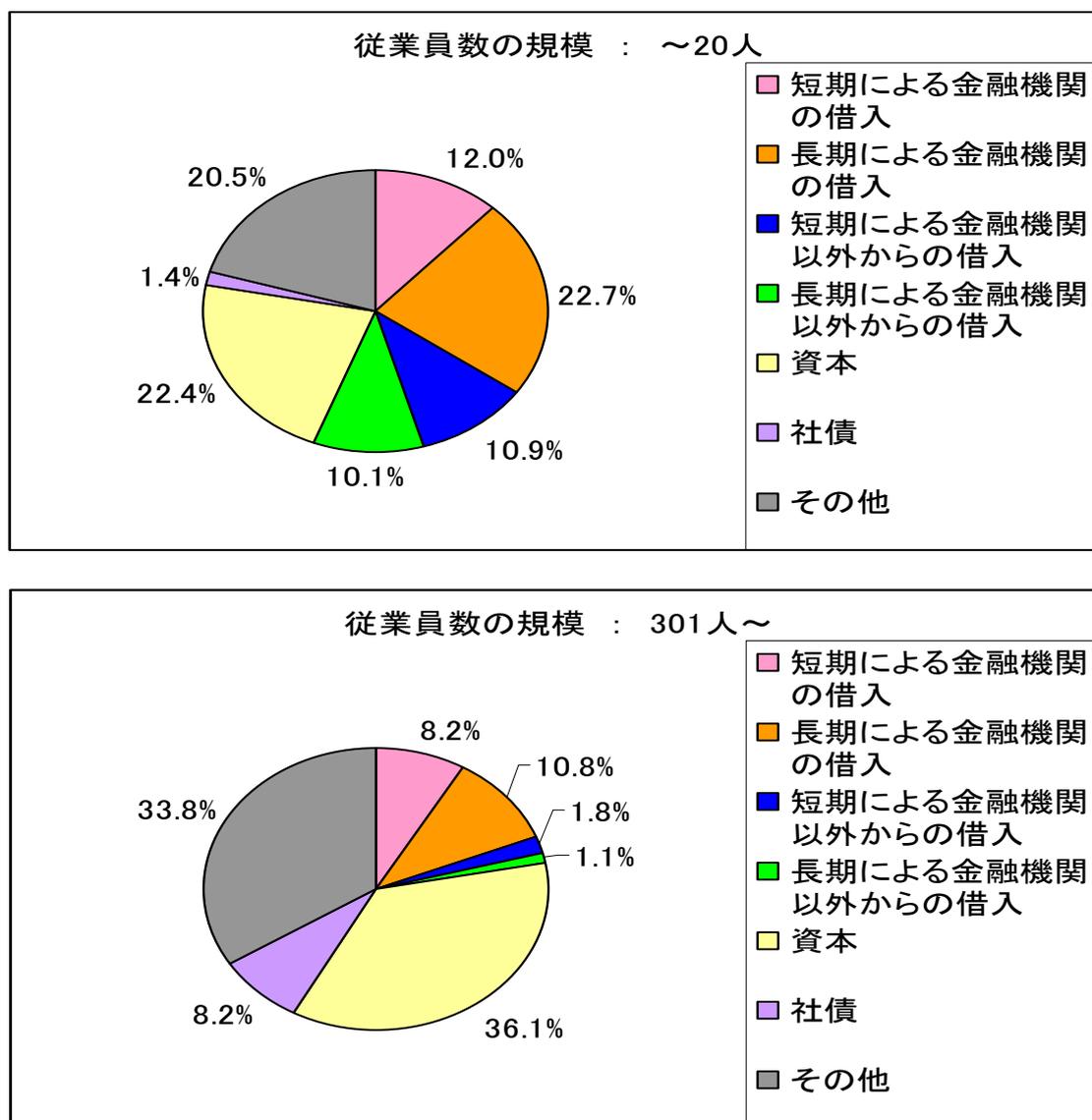
²⁷ 自己資本を増やすことによって自己資本比率を回復させる手段もあるが、これは現実的でない。なぜならば、自己資本を増やすことが可能ならば元々他人資本に依らない資金調達をしていたはずだからである。

第6章：日本で現在採られている中小企業対策

第1節 現在の中小企業の資金調達の方法

日本の中小企業の資金の調達はどのような方法によるのであろうか。図9は企業の従業員規模別の資金調達構造をまとめたものである。

図9 従業員規模と資金調達構造



《出典》中小企業庁「中小企業の資金調達構造の特性」（2003年度数値）における発表数値を独自にグラフ化したものである。

ここで注目すべきは、資本と社債の割合についてである。20人を下回る企業と301人を上回る企業の資本はそれぞれ、22.4%、36.1%であった。また、社債は

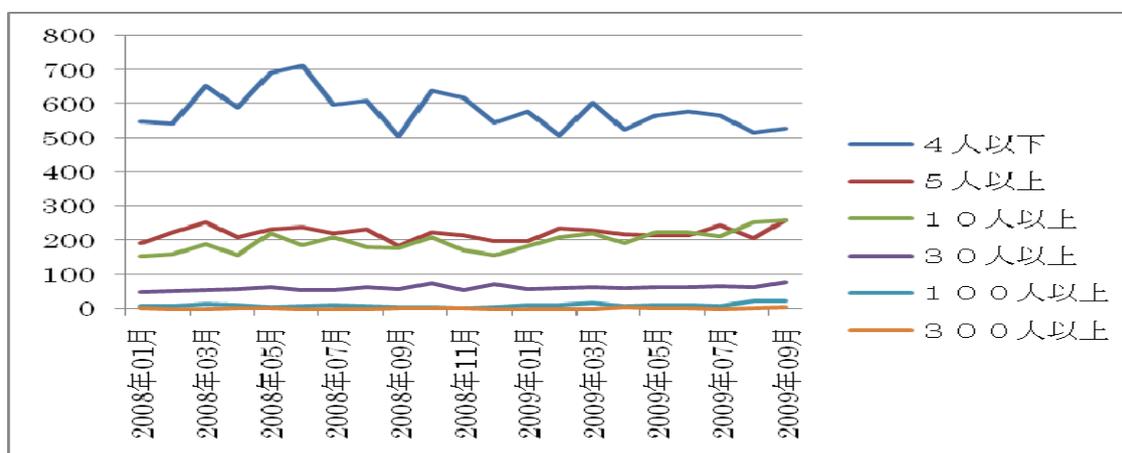
それぞれ、1.4%、8.2%であった。

企業が外部の第三者から資金調達を行うには、銀行などの借入や社債の発行による負債による調達と、株式発行などの資本による調達の2つの方法がある。株式によって資金を調達するには、企業の形態が株式会社である必要がある。株式による資金調達の場合のメリットは株主に対する配当を支払う必要はあるが、元本を返済する必要がなく、長期的に安定した資金調達ができることである。

しかし、中小企業が株式を新規に発行することで資金を調達しようとする場合には信用力などの点で困難が伴う。そうした中小企業は図9から分かるように、金融機関や政府などによる支援から資金を調達しており、その調達資金の割合は従業員数が301人以上の企業が20%前後なのに対して、従業員数が20人以上の企業のその割合は50%を超している。

また、金融機関からの中小企業への資金調達は中小企業ほど借入に際しての信用が薄く、金融機関が債権が不良債権化することを懸念する結果、困難を伴う。その結果は「金融機関から思い通りに資金を貸してもらえなかった」企業の割合によって示されている。自己資本比率が0%以上5%以下の企業がそう答えたのが20.1%だったのに対し、自己資本比率が40%を超える企業がそう答えたのは1.3%であった²⁸。これは自己資本比率の少ない中小企業ほど金融機関から資金を借り出すことの困難さを表している。

図10 企業の従業員数の規模と倒産件数



《出典》中小企業基盤整備機構経営安定再生部「企業倒産調査月報 平成20年9月倒産 No.354」のデータを独自にグラフ化したものである。

図10は、企業の従業員数の規模とその倒産件数を示している。これから従業員の少ない企業の方が従業員の多い企業と比べて慢性的に倒産していることが分

²⁸ 中小企業庁「資金調達環境実態調査」(2004年12月)による。なお、自己資本比率が5%から10%以下の企業がそのように答えたのは9.9%、以下、10%から20%以下の企業が9.0%、20%から40%以下の企業が3.5%となっている。

かる。これを受けて、金融機関は貸し出した資金が借り手の倒産により不良債権化することを懸念して貸し出しを見送っていると考えられる。

第2節 政府の中小企業対策

このように、資金の多くを借り入れによって調達している中小企業であるが、その資金調達は先に述べたように困難な状況にある。それでは、現在の日本で採られている中小企業への金融の対策とはどのようなものであろうか。

現在の日本で中小企業の支援を統轄している中小企業庁の予算の概要を見ると、平成21年度第2次予算補正予算案5,014億円のうち、中小企業への金融対策に4,854億円が充てられ、その割合は予算に占める約97%であることが分かった²⁹。その金融対策を行っている組織の「中小企業再生支援協議会」は、商工会議所などの民定支援機関を受託機関として、日本全国47都道府県に1ヶ所ずつ設置されている設置されている。

同協議会は中小企業の再生を主な目的としており、その具体的な方法は債務の繰り延べ（リスケジュール）支援であり、支援割合の92%を占めている³⁰。債務の繰り延べ（リスケジュール）とは具体的には資金の返済条件を緩和することであり、債務の返済が苦しくなった際に、現状の把握と今後の見通しから勘案して返済可能なよう、毎月の返済額を減らすよう債務者と話し合いをすることである。

表3 「中小企業再生支援協議会」による支援実績

	平成15年2月から 平成21年度第1四半期まで	平成20年度合計	平成21年度 第1四半期
窓口相談件数	18,117社	3,164社	779社
再生計画策定 支援完了数	2,201社	332社	96社
支援完了割合	12%	10%	12%

《出典》中小企業庁「中小企業再生支援協議会の活動状況について」平成21年5月29日、平成21年8月14日発表の数値をまとめたものである。

表3は、中小企業が「中小企業再生支援協議会」へ企業の再生の支援を求めた相談件数と、再生計画策定（先述のようにほとんどが債務の繰り延べ）の支援が完了した数を比較したものである。表から分かるように、相談件数に対する支援

²⁹ 中小企業庁「平成21年度中小企業関係予算案等の概要」（平成20年12月）による。また、この予算とは別に20兆円枠の金融保証制度、10兆円枠のセーフティネット貸付制度を実施すると記されている。

³⁰ 中小企業庁「中小企業再生支援協議会の活動状況について～平成21年度第1四半期～（平成21年4月～6月末）」による。

の完了数の割合はどの期間をとってもおおむね 10%程度である。中小企業が支援を求めてもそれが叶う例は少なく、企業の状況をなかなか回復できないでいる様子が浮き彫りになっている。

第7章：中小企業の外需拡大と FTA

第4章では、この世界金融危機が貿易を通じて日本経済へ波及した様子を述べた。その具体的な波及の様子は、日本の最大貿易最大相手国であるアメリカの消費減によって日本の輸出業がその影響を受けたこと、また、日本の輸入品の多くが原料などであるので製品を生産するためのそれらの製品の輸入を抑えられず、純輸出が大きく減少したことの二点にまとめられる。

こうした経済への影響に対して、本稿では中小企業の外需拡大、すなわち輸出の拡大を提言する。中小企業をターゲットにする理由は日本の中小企業のその規模に注目してのことである。先述の、日本の中小企業の割合は全企業数における99.7%を占めていることから分かるように、日本における中小企業の持つ役割は大きい。その大きな規模を持つ中小企業が輸出業へと進出することで「日本経済の再生」を図ることは、数多くの企業の活性化を図ることで経営不振や倒産を防ぎ、雇用を確保するということから有意義である。また、以下に示す二つのデータは中小企業が輸出業へ進出することを後押ししている。

第1節 中小企業を取り巻く輸出業の状況

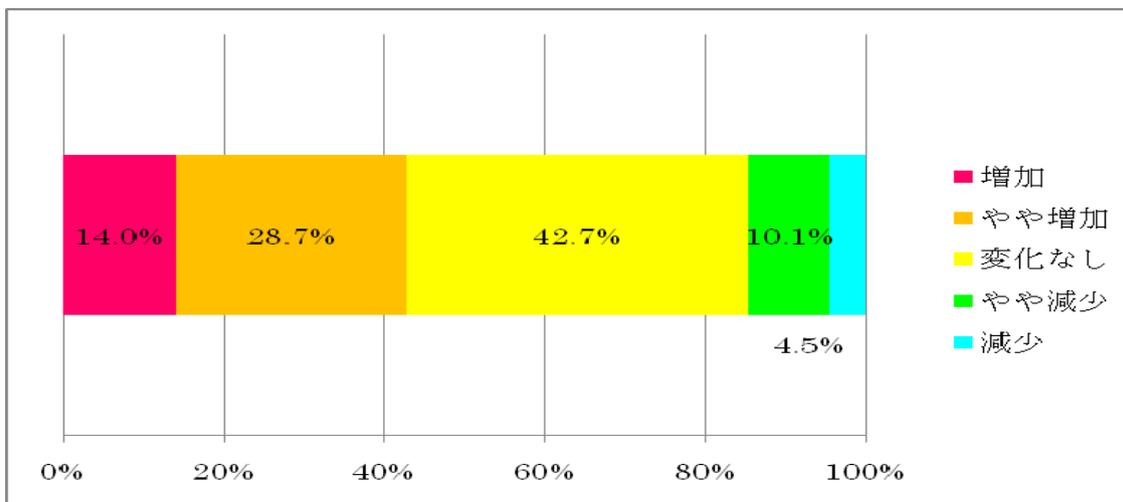
まず図11では、企業の経営の輸出業への進出の有無と労働生産性についての調査結果をまとめている³¹。その結果は、輸出業へ進出していない企業の労働生産性が716万円なのに対して、輸出業へ進出している企業の労働生産性は883万円であった。第二に、中小製造業の輸出による付加価値額の変化についての調査結果だが、その調査結果は表4の通りである。輸出業によって付加価値が「やや減少」と「減少」を足し合わせた数値がおよそ15%であるのに対し、その回答が「増加」と「やや増加」を足し合わせた数値がおよそ40%であった。

こうしたことを背景として、中小企業は輸出業の進出に対してどのように考えているのであろうか。(株)野村総合研究所のアンケート調査における³²、中小企業への質問に対して、チャンスがあれば輸出業に進出したいと回答した中小企業の割合は2割弱であった。この数値は決して高いとは言えない。また、別の報告であるが、前出の「中小企業白書」において明らかにされている中小企業へ「中小企業が海外市場の開拓等に有効と考える措置」(として考えられるものはどれか)(複数回答)というアンケートの回答の割合は多かったものから順に、「部品・完成品に対する関税引き下げ」が52.3%、「模倣品取締等、知的財産権保護強化」が43.2%、「治安安全の確保」が41.0%であった。ここで挙げられた回答が現実化されれば、先述の輸出業への進出を望む割合は次第に高まっていくであろう。そのためにはどのような政策を提言することが有効であろうか。

³¹ 「労働生産性」とは、労働者1人当たりの生産付加価値である。

³² (株)野村総合研究所「グローバル化における経営環境の実態に関するアンケート調査」による。

図 11 中小製造業における輸出による付加価値額の変化



《出典》「中小企業白書 2009 年版～イノベーションと人材で活路を開く～全体概要」

本稿では、先述の「中小企業白書」において、中小企業が海外市場の開拓に有効と考える措置として回答の割合が最も高かった「部品・完成品に対する関税の引き下げ」と、次いで割合の高かった「模倣品取締等、知的財産権保護強化」を実現して、中小企業が輸出業へ進出することによる中小企業の経済面での支援を提言する。その具体的な方法は、自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement 以下、FTA）で表記）をモデルとする関税の撤廃によるものである。

FTA とは、物品の関税や制限的な通商規則などを撤廃することによって自由貿易を目的とした 2ヶ国以上の国際協定のことである。世界的には北米自由貿易協定（NAFTA）が有名であるが、それもこのひとつである。

2009 年 4 月 2 日には、EU と韓国が FTA を締結すると発表された。この様子を述べて、この協定の具体的な成果と日本に与える影響を確認しよう。

第 2 節 FTA の締結による輸出拡大

表 4 EU とアメリカで設けている関税とその対象

	EU で設けられている関税	アメリカで設けられている関税
薄型テレビ	14.0%	5.0%
乗用車	10.0%	2.5%

《出典》東洋経済オンライン 2009 年 4 月 2 日 12 時 19 分配信「韓国と EU が自由貿易協定（FTA）を締結、日本輸出産業へのインパクト甚大（1）」
 （<http://www.toyokeizai.net/business/society/detail/AC/00ee9043c947d165e6f074b53aa874d0/>）

表 4 は EU とアメリカで設けられている関税とその対象を表したものである。この状況において、韓国が EU と FTA を締結する前とした後とで比較を行い、そのメリットがどのようなものかをまとめよう。

まず、薄型テレビの関税が示されている行を見て分かる通り、韓国が薄型テレビを EU へ輸出する際に、EU はその製品に対して 10.0% の関税を上乗せする。このように関税を上乗せする目的は国外からの輸入製品を割高にして国内産業を保護するためである。それに対して、このたびの韓国と EU のように FTA を締結するとこの 10.0% の関税は全廃される³³。

このように関税を撤廃できる理由は産業の発展具合が同等の国同士が FTA を締結することで、お互いの国の産業の競争を促進していくことによって両国の経済の活性化などのメリットが期待されるからである。さて、FTA を締結する前後で韓国にはどのようなメリットの変化があったのであろうか。まず、FTA 締結前に 10.0% の関税が上乗せされていたものが全廃されることによって、EU の人々にとっては韓国から輸入された製品が安価に映り、EU では韓国からの輸入製品の売れ行きが伸びるであろう。これは韓国の輸出額を増やしているのであり、外需を拡大しているのである。これ FTA を締結することによって特筆すべきメリットである。この例では韓国を主体にして FTA のメリットを述べたが、EU を主体にしても同様のことが言える。

図 12 韓国と EU が FTA を締結することによる日本の影響

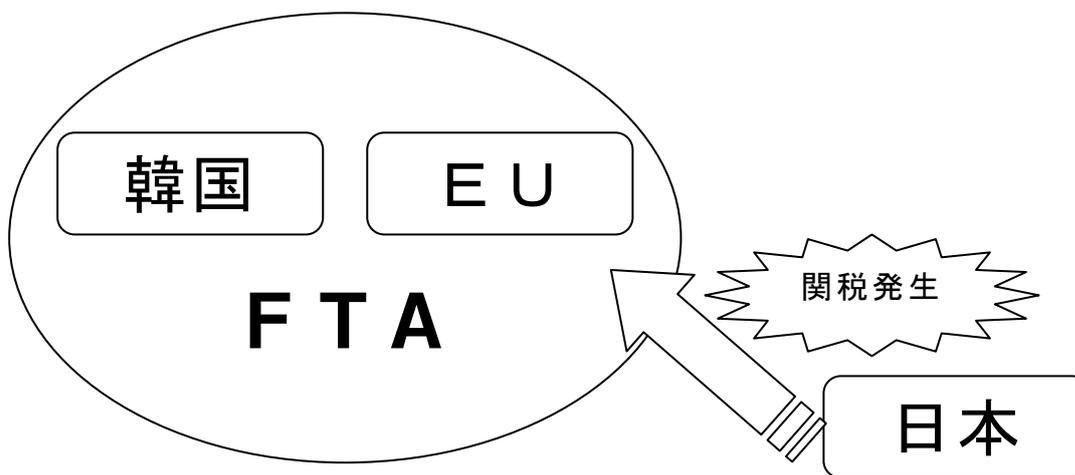


図 12 は、韓国と EU が FTA を締結することによる日本の影響を端的に示し

³³ 即座に関税が全廃されるものもあるが、当面の間、関税を引き下げることも行われる。こうしたものは最大 10 年かけて関税の全廃を完了させる。

たものである。この F T A に加盟していない日本は輸出品に対して関税を上乗せされる。それについての、もう一つの日本へのデメリットは、韓国が EU への自動車の輸出に際して関税を撤廃されているので、かけられている関税の分だけ、韓国は日本に対して国際競争力をつけているということである。つまり、FTA は締結された国同士にとっては貿易面での流通が盛んになるが、締結していない国との貿易は依然として関税は存在しているので、その差だけ価格差に反映され、国際競争力の差として表出するのである。

その具体的な影響を考えてみよう。前出の東洋経済オンラインの記事による日本と EU における貿易の規模を、自動車・バイク関連製品（一部の自動車部品を含む）の輸出の規模はおよそ 3 兆円であり、このなかで最も関税率の高い完成乗用車の輸出はおよそ 2 兆円で、税率は 10% である。また、テレビ・カメラ関連製品の輸出の規模は 570 億円であり、それへの関税率は 14% であるとまとめている³⁴。これらの製品は日本企業と韓国企業とで競合している産業である。従って、これらの産業だけでも日本製品の輸出競争力としておよそ 3 兆 5,000 万円の影響が出ると考えられるのである。

こうしたことを受けて、日本でも早期に FTA を締結することや拡充することが考えられる。今、現在、日本と締結されている FTA は脚注 34 の通りであるが³⁵、アメリカなど日本の貿易相手国の規模から FTA の締結先を選択していくことが妥当だろう。

こうした考えは、2009 年 9 月の第 45 回衆議院選挙で掲げられた民主党のマニフェストによって提案されている。しかし、この発案に対して反対論も根強い。2009 年 8 月 12 日には、JA グループをはじめとする農林水産業団体は日本がアメリカは FTA を締結することを阻止するための国民集会を東京都内で開いた³⁶。こうした業界が FTA 締結を反対する理由は、日本にとっては国内の農業や酪農業がアメリカとの貿易において劣位にあるためである。これらの産業が FTA によって国際競争を強いられたとき、これらの産業が国内で衰退することや消失することが懸念されているので、アメリカとの FTA を締結することへの反対論が生まれている。

この反論に対し、以下によって、FTA の実現化を提言する。

FTA 締結に際しての最終的な目標は全ての輸入品に対する自由貿易化である。日本の農作物は昭和 37 年から輸入規制が段階的に緩和され、現在では 300 以上の農

³⁴ 東洋経済オンライン 2009 年 4 月 2 日 12 時 19 分配信

「韓国と EU が自由貿易協定 (FTA) を締結、日本輸出産業へのインパクト甚大 (1)」

(<http://www.toyokeizai.net/business/society/detail/AC/00ee9043c947d165e6f074b53aa874d0/>) また、この分析における数値は 2007 年度のものである。

³⁵ 日・ベトナム経済連携協定、日・ブルネイ経済連携協定、日・インドネシア経済連携協定、日・タイ経済連携協定、日・フィリピン経済連携協定、日・マレーシア経済連携協定、日本・シンガポール新時代経済連携協定、日本・スイス経済連携協定、日本・オーストラリア経済連携協定、日本・インド経済連携協定、日本・チリ経済連携協定、日本・メキシコ経済連携協定など

³⁶ 日本農業新聞「日米 FTA 断固阻止 緊急国民集会特集」による。

(<http://www.nogyou-shimbun.ne.jp/modules/tinyd/index.php?id=360>)

作物が無関税で日本国内へ輸入されている。日本は主にマレーシアやフィリピン、タイなどのアジアの国々との FTA のなかで、農林水産品に対しては柔軟な姿勢を求め、例外を確保するよう主張している。実際に、一定量を超える農林水産品の輸入に対しては高い税率がかけられている。その具体的な数値は、米に対する関税はおよそ 500% であり、こんにゃく芋に対しては最も高いおよそ 1,000% の関税がかけられている³⁷。このように一部の例外も認めながら、自由貿易協定を結んでいくことが考えられる。

³⁷ 農林水産省「WTO 農業交渉をめぐる情勢」

第8章：金融危機に対応し得る自己資本比率規制

第5章では、金融機関に課せられている自己資本比率規制の目的とその規制の抱えている問題点を述べた。具体的には、この規制の目的は国民の預金が集められる銀行に対する取り付け騒ぎを発生させないようにするためであり、金融不安を未然に防ぐ役割を果たすことにある。

しかし、銀行が貸し出した資金が不良債権化するという形で金融危機が表面化すると、銀行が資本の減少としてその影響を受ける。この結果、自己資本が減少するので、定められた自己資本比率規制を守るために他人資本を減らすことを余儀なくされる。銀行が他人資本を減らすということは、銀行が資金の貸し出しの審査を厳格化し、貸し付け業務を制限することである。銀行がこうした対策を採るのは主に零細な企業の貸し付けに対してである。その理由は、零細な企業ほど貸し付けた資金が貸し付け先の経営不振により不良債権化することを銀行が懸念しているためである。この様子は「貸し渋り」現象から貸し出している資金の早期返済を迫る「貸し剥がし」現象へと発展し、企業の運営資金を失った企業は倒産へと追い込まれるこうした過程を経て、金融危機から実体経済へとその影響が波及していく。

さて、こうしたプラスの面とマイナスの面の二面性を持つ現在の自己資本比率規制に対して、改善の余地は与えられないであろうか。以下に、その問題の解決を検討し、金融面での中小企業への支援として政策提言を行う。

まず、自己資本比率規制が抱える問題点は、銀行がこの規制を守ろうとするために他人資本を減らすことである。それは具体的には、資金の貸し出しの制限である。その影響は主に資金の返済の信用力の小さい零細な企業への資金の貸し出しの制限となって表れ、企業の金融危機と波及する。

このようにして中小企業への資金の調達に滞ることの対策として、自己資本比率規制と同様に、銀行が中小企業に資金を貸し出す割合を、銀行の保有資産の割合に応じて義務づけることが提案する。

この政策のメリットは、銀行に対して、中小企業への貸し付けを具体的に数値によって義務付けるため、中小企業への「貸し渋り」が直接解消されることである。これまでは中小企業が銀行から資金を借り入れるにあたって、大企業との資金の貸し付け競争に参入してその貸し付けを銀行に認めてもらわなければならなかった。先述したように、企業の倒産件数は従業員の規模が少ないほど多くなる。従って、中小企業が大企業との資金の貸し付け競争に混じって、銀行から融資を受けることは困難になるだろう。このことは、銀行の「貸し剥がし」が中小企業へ向けられることから明らかである。

本稿の提言である、金融機関へ中小企業への貸し付け義務水準を新しく設けると、金融機関は資金の貸し出しに際して、大企業向けの貸し付けと中小企業向けの貸し付けとに分けて、融資対象を考えることになる。これまでは、大企業と中小企業とが同じ土俵によって審査を受けなければならなかったもので、中小企業への資金の貸し出しが鈍っていたが、このように銀行が資金を融資するにあたって、

その審査の土俵を変えることで, 中小企業への融資が改善することが期待される。

第9章：まとめ

本稿では、アメリカで発生したサブプライム問題が世界金融危機として日本へ波及する様子を、サブプライムローンの証券化によってその危機が金融面で世界中へ波及したこと、また、ローンの貸し手の規制強化によってアメリカ国民の消費したことによってその危機が経済面・貿易面で世界中へ波及した様子を述べた。そのなかで日本は、アメリカの最大貿易相手国であることによってその経済危機が派生したのであった。

「世界金融危機下での経済再生を問う」という解題に対して、「経済再生」を、我が国がこの経済危機からいち早く回復することと、また、その経済成長が今後も持続することであると定義し、それは日本の中小企業の再生と活性化によって達成されることを明らかにしたのであった。中小企業に注目した理由は、日本の産業構造のその占める割合による。

この中小企業対策として、本稿で展開した経済面における再生の提言は FTA の締結である。これに注目したのは、中小企業に対するアンケートにおいて、関税の引き下げがあれば、輸出をすることのハードルが下がるという回答が最も多かったためである。また、金融面における再生の提言として、資金の貸し手である銀行などに対して、中小企業への資金の貸し出し水準をその保有資産に応じて義務づけることを論じた。中小企業の資金調達に際しては、思ったようになかなか資金を貸してくれないとする声が多く、資金繰りに窮している現状を分析して導いた提言である。

中小企業への再生の提言として、経済面によるアプローチと金融面によるアプローチによる2つの政策提言をした。これによって、日本の中小企業が活性化し、日本がこの経済危機からいち早く回復できることを望んでいる。

参考文献

- 春山昇華（2007）『サブプライム問題とは何か アメリカ帝国の終焉』宝島社
- 春山昇華（2008）『サブプライム後に何が起きているのか』宝島社
- 水野和夫（2008）『金融大崩壊―「アメリカ金融帝国」の終焉』日本放送出版協会
- 竹森俊平（2008）『資本主義は嫌いであるか―それでもマネーは世界を動かす』日本経済新聞出版社
- 野口悠紀雄（2008）『世界金融危機 日本の罪と罰』ダイヤモンド社
- 中原圭介（2009）『サブプライム後の新世界経済 10年先を読む「経済予測力」の磨き方』フォレスト出版
- 世界同時不況（2009）『世界同時不況』筑摩書房